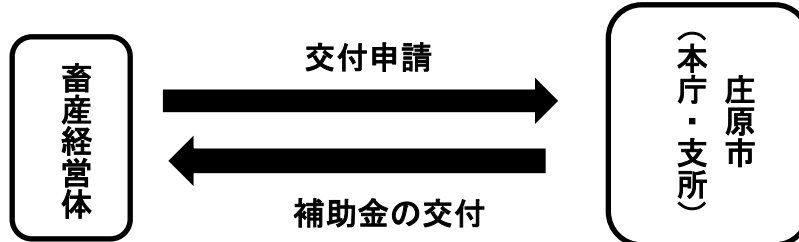


庄原市内に農場がある畜産経営体のみなさまへ

配合飼料や輸入粗飼料を購入している農家へ購入経費の一部を支援します  
～庄原市飼料高騰対策支援金～

海外産飼料の高騰による配合飼料価格と輸入粗飼料価格の高騰により、畜産経営が圧迫されている農家に対して、配合飼料等 5,000 円/ t、輸入粗飼料 5,000 円/ t を支援します。



対象者	①市内に住所を有する畜産農家 ②市内に本店又は主たる事務所を有する法人 (和牛、乳牛、豚、鶏を飼養し生計を立てている農家及び企業体) ※申請時点で家畜を飼養していること。
対象品目	購入した配合飼料等及び粗飼料 (輸入乾牧草)
対象期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
対象数量	対象期間内で使用を予定するために購入した配合飼料等及び輸入粗飼料の数量 ※購入した飼料の合計数量が1 t 以上あること。 ※令和6年2月9日までに購入した飼料の数量で申請してください。 但し、令和6年3月31日までに使用を予定する飼料を購入された場合も対象となります。 ※TMRの場合は含まれている配合飼料等の数量が対象です。
支援金額	配合飼料等 5,000 円/ t、粗飼料 5,000 円/ t ※1 経営体あたり支援金の上限額 200 万円 (但し、上限額は配合飼料等と粗飼料の支援金額を合計した額)
必要な手続き	市へ次の書類を提出してください。 (申請書は下記申請窓口又は市ホームページにあります。) ①交付申請書 (様式第1号)、請求書 (様式4号) ②飼料販売業者が発行する「購入した飼料の数量」が分かる書類 ( <u>購入年月日、購入者名、販売業者名、飼料の種類及び数量が記載された領収書等の写し</u> )
受付期間	令和6年2月9日 (金) まで随時
申請窓口	庄原市企画振興部農業振興課又は各支所地域振興室 (産業建設室)

※注意

- ・飼料販売業者からの購入を証明できない場合は、支援金を交付できません。
- ・輸入飼料の価格高騰に対する支援金であるため、国内の生産者から直接購入された飼料 (例：耕種農家から購入した飼料等) は支援金の対象となりません。

お問合せ先

庄原市企画振興部農業振興課畜産振興係 (TEL 0824-73-1227) (FAX 0824-72-3322)

E-mail : [chikusan@city.shobara.lg.jp](mailto:chikusan@city.shobara.lg.jp)

西城支所地域振興室 (TEL 0824-82-2181) 東城支所産業建設室 (TEL 08477-2-5008)

口和支所地域振興室 (TEL 0824-87-2113) 高野支所地域振興室 (TEL 0824-86-2113)

比和支所地域振興室 (TEL 0824-85-3003) 総領支所地域振興室 (TEL 0824-88-3065)